

第 5 章

重点施策

## 第5章 重点施策

### 1 重点施策の位置づけ

第4章では、本市がめざす環境像を実現するために、4つの基本目標に基づく環境施策の内容を示しました。

こうした環境施策全般の推進に加え、市民・市民団体・事業者・市が協働することにより高い効果が見込めるもの等を「重点施策」として位置づけ、優先的に取り組むことで、計画の実効性を高めます。

重点施策は、以下の視点に基づき、3つを設定しました。

#### 【重点施策設定の視点】

- ① 市民団体・事業者等の協働により取組効果が高まる
- ② 分野横断的な取組である
- ③ 本市の自然環境を活かした施策である



#### 【重点施策】

- 1 エコライフの拡大による地球温暖化防止
- 2 協働による環境学習の推進
- 3 豊かな緑・水辺空間づくりの推進

## 2

## 重点施策

### 重点施策1 エコライフの拡大による地球温暖化防止

#### 【目的・方向性】

地球温暖化問題は、世界レベルの大きな課題であり、年々深刻化しています。また、東日本大震災以降、地域におけるエネルギーの自給自足は、喫緊の環境課題として指摘されています。こうした課題は、私たち一人ひとりの意識やライフスタイルを変えることにより、解決に近づけることができます。

本市では、既に「つるがしまエコライフ促進事業」や省エネルギーの普及啓発等を推進していますが、今後は、こうした取組の強化、相互連携を図るとともに、新たな普及啓発を追加すること等により、低炭素型社会の実現をめざします。

#### 【取組内容】

##### ●再生可能エネルギーの導入促進

- ・住宅用太陽光発電システムの導入支援
- ・民間事業者によるメガソーラー事業と連携した、太陽光発電システムの普及啓発、環境（エネルギー）学習の推進
- ・公共施設における再生可能エネルギー機器・設備の導入の検討

##### ●エコライフ活動の促進

- ・省エネルギーなどのエコライフ活動に取り組む市民への支援（クールスポットの充実、次世代自動車の普及促進、まちづくりポイントの発行等）
- ・緑のカーテン、生ごみの堆肥化、緑地の整備等の取組との連携を検討

#### 【各主体の役割】

##### 市民

- ・エコライフ活動の積極的な取組
- ・再生可能エネルギー導入の検討 等

##### 事業者

- ・再生可能エネルギー導入の検討
- ・エコライフ活動の推進、市との連携 等

##### 市

- ・市民、市民団体、事業者への支援
- ・再生可能エネルギーに関する情報提供
- ・公共施設への再生可能エネルギー導入の検討 等

## 重点施策2

## 協働による環境学習の推進

### 【目的・方向性】

学校における環境学習の推進は、次世代を担う人材の育成に加え、子どもから家庭への環境保全活動の拡大等が期待できることから、優先順位が高い重要な取組と言えます。また、市民・事業者アンケートにおいても、今後の市の重点施策としての要望が強くなっています。

本市の小中学校においては、これまでも学校ファームや緑のカーテン等の取組に加え、学校ごとに創意工夫を図り、環境学習を推進してきました。

今後は、一部の学校で既に実施している市民団体や市内事業所等との協働・連携を拡大することにより、地域の自然環境への理解促進、鶴ヶ島の環境を大切にする心の育成等につなげていきます。さらに、本市の地域資源ともいえる市民団体の環境活動の活性化にもつながるよう、連携の強化を図ります。

### 【取組内容】

#### ●環境学習の体制整備

- ・教育委員会・小中学校・市・市民団体等関係者による連携の推進
- ・環境学習の実施方法の検討 等

#### ●環境学習の内容の検討

- ・環境学習の具体的方向性の検討
- ・市民団体別の環境学習プログラムの作成
- ・環境学習プログラムの準備・PR 等

### 【各主体の役割】

市民団体	学校	市
<ul style="list-style-type: none"><li>・環境学習において提供できる情報・内容等の検討</li><li>・環境学習の支援・協力 等</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・積極的な環境学習の推進</li><li>・環境学習への協力 等</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・学校との調整</li><li>・関係者への呼びかけ、推進体制の整備</li><li>・各主体への働きかけ、コーディネート 等</li></ul>

## 重点施策3

# 豊かな緑・水辺空間づくりの推進

### 【目的・方向性】

本市は雑木林や農地、水路といった二次的自然である里山を特徴とする地域でしたが、都市化等の環境の変化により、そうした自然は減少を続けてきました。

こうした状況に歯止めをかけるため、市ではこれまで、市民の森の指定を中心に緑や水辺の保全を推進してきました。また、市民団体の活動の成果もあり、市民の森の整備・保全是着実に進んでいます。

今後は、貴重な緑や水辺空間を活用し、市民が自然に親しむ機会を増やすことで、その価値を実感・理解してもらえよう、広報やPRを推進していきます。また、市民団体等との協働をさらに深め、市民の森をはじめとする緑と水辺の整備・保全を推進するとともに、高倉地区をモデルとしたふるさとづくりを推進し、水辺空間の整備や農村風景の保全に取り組みます。

### 【取組内容】

#### ●緑の整備・保全・活用

- ・市民の森の整備・保全の推進
- ・市民の森の広報・PR方法及び活用方策の検討
- ・市民団体と連携した緑（水辺）の整備・保全 等

#### ●水辺・親水空間の整備・保全

- ・高倉地区をモデルとしたふるさとづくりの推進
- ・高倉地区飯盛川や太田ヶ谷地区大谷川などにおける生物多様性に配慮した水辺空間の整備
- ・水辺空間における生態系調査の実施（外来生物の状況把握等） 等

### 【各主体の役割】

市民	地域・市民団体	市
<ul style="list-style-type: none"><li>・緑・水辺空間の活用</li><li>・イベント・ボランティア活動への参加 等</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・環境保全活動の推進</li><li>・地域・市民団体における情報交換・共有の実施 等</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・緑・水辺空間の整備、生態系調査の実施</li><li>・各主体への働きかけ</li><li>・事業の調整</li><li>・イベント等の広報・PR 等</li></ul>